

旭区役所宿日直業務会計年度任用職員募集要項

1 募集人員

2名

2 業務内容

休日、祝日及び時間外の

- ・来庁者、電話問い合わせ等に対する応対
- ・庁舎の管理等
- ・戸籍関係事務の受付
- ・行旅死亡人が発生した場合の措置連絡
- ・火災その他災害の発生時の措置
- ・文書物件などの收受
- ・宿日直日誌の記載
- ・電話等対応簿・電話等対応引継簿の記載 等

3 応募資格

次の各項目のすべてを満たす者

(1) 宿日直専門員は、男子であり、かつ、職員の定年に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）第2条及び職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第3条の2第2号に基づき退職した者（以下「本市退職者等」という。）又は警察勤務経験のある者で、次に掲げる要件を備えている者のうちから、選考により任用する。

- ・本市退職者等にあっては、退職する前の勤務成績が良好であること
- ・宿日直専門員の職務の遂行に必要な心身、知識及び技能を有していること
- ・意欲をもって職務を遂行すると認められること

(2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

参考 地方公務員法第16条(抜粋)

(欠格条項)

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで）

業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して決定します。

5 勤務条件

(1) 勤務時間・日数

【宿直時間】平日の職員退庁時刻に相当する時刻（午後5時30分）から
翌日の職員出勤時刻に相当する時刻（翌日午前9時）まで

【日直時間】平日の職員出勤時刻に相当する時刻（午前9時00分）から
平日の職員退庁時刻に相当する時刻（午後5時30分）まで

週2～4日

※ローテーション等により変動する場合があります。

(2) 休日

週3～5日

※ローテーション等により変動する場合があります。

(3) 勤務場所

旭区役所 大阪市旭区大宮1-1-17

(4) 報酬等

宿直勤務1回につき 17,357円

日直勤務1回につき 8,551円

・上記の他に通勤手当等が支給されます。

・上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法等

口述（面接）試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和8年2月16日（月曜日） 午後1時30分開始（午後1時20分集合）

場所：旭区役所 ※詳細については申込者あてに別途通知します。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

(1) 会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3ヵ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※本市所定の様式に限ります。

※本市所定の様式は、大阪市旭区役所総務課（大阪市旭区役所3階31番窓口）まで受け取りに来るか、大阪市旭区役所ホームページから取得してください。

(2) 申し立て書 1通

※本市所定の様式に限ります。

※本市所定の様式は、大阪市旭区役所総務課（大阪市旭区役所3階31番窓口）まで受け取りに来るか、大阪市旭区役所ホームページから取得してください。

(3) 受験案内送付用の定型封筒 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

9 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 申込期間

令和8年1月30日（金）午後5時30分まで

イ. 申込書受付場所

大阪市旭区役所総務課（大阪市旭区役所 3階31番窓口）

〒535-8501 大阪市旭区大宮1-1-17

(2) 郵便等で送付する場合

ア. 申込期間

令和8年1月30日（金）午後5時30分まで（当日必着）

※「大阪市旭区役所宿日直専門員採用申込書在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記（1）イと同じ。

10 結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

11 その他

この試験において提出された書類等は、受験後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報は、本採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

申込書記載事項等に虚偽があれば、任用の決定を取り消すことがあります。

12 問い合わせ先

大阪市旭区役所総務課

〒535-8501 大阪市旭区大宮1-1-17 電話番号：06-6957-9625

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと